

要件が
追加
されました

新事業☆☆☆☆ 定住促進奨励金



↑詳しくはコチラ↑

対象住宅の要件

- ①居住用床面積が50㎡以上の専用住宅または併用住宅
- ②床面積の1/2以上が居住用
- ③令和2年4月1日以降に取得または改修をした住宅

NEW!!

工事の**契約日**や**着工日**が令和2年3月31日以前でも、
工事完了日または**登記日**が令和2年4月1日以降であれば
交付対象となります。（他の要件は担当課でご確認ください）

新築住宅・購入の場合

（取得経費－500万円）×1/10
上限金額 100万円
（空き家バンク利用者は120万円）

住宅改修の場合

（改修経費－100万円）×1/10
上限金額 50万円
（空き家バンク利用者は60万円）